

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 7 年 1 2 月 1 1 日

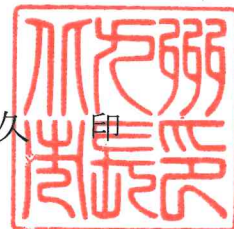
住 所 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号霞が関東急ビル

氏 名 東京製鐵 株式会社

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 奈良 暢明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久 印



許可の年月日	令和7年12月11日	許可番号	第631-1号 第631-2号
施設の種類及び 処 理 す る 産業廃棄物の種類	第631-1号 施設の種類：汚泥の焼却施設 処理する産業廃棄物の種類：汚 泥 第631-2号 施設の種類：廃プラスチック類の焼却施設 処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類		
設置場所	北九州市若松区南二島三丁目495番23		
処理能力	第631-1号 汚泥の焼却施設 汚 泥 1日あたり 556トン（24時間） 第631-2号 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類 1日あたり 4.6トン（24時間）		
許可の条件	な し		
規則第11条第8項の 規定による許可証の 提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		